AIG

労働災害総合保険

AIG損保

労働災害総合保険

2022.11版	2018年1月1日以降保険始期契約用

はじめに

高額賠償時代を見据えて、
次世代につなぐ補償を。

労働災害総合保険は、
法定外補償保険と使用者賠償責任保険の
2つの保険の組み合わせからできています。

CONTENTS

はじめに …… 01
労働災害の現状
～法定外補償保険のご提案～ …… 03
労働災害の高額化
～使用者賠償責任保険のご提案～ …… 05
雇用形態・事業の多様化と労働災害
～被用者の範囲拡張のご提案～ …… 07
労働災害発生にかかる費用
～費用保険金の拡張のご提案～ …… 09
労働災害と心の病
～メンタルケアカウンセリングサービスのご提案～ … 11
労働災害総合保険
～ご要望にあわせたオーダーメイド設計！～ …… 13
ご注意事項 …… 15
用語のご説明 …… 16
補償内容の詳細 …… 17

※このパンフレットでは記名被保険者を「貴社」としてご案内します。

多様化する労働災害の実情
雇用形態により変化するリスク
求められる労働災害発生時の企業負担
増える心の病…

労働災害の現状 ～法定外補償保険のご提案～

労働災害による死傷者数の推移

休業４日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあります。

休業４日以上の死傷者数の推移

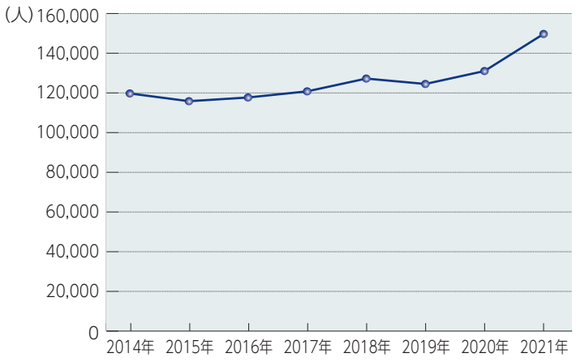

出典：厚生労働省　令和3年「労働災害発生状況」

2021年　業種別休業４日以上の死傷者数（人）

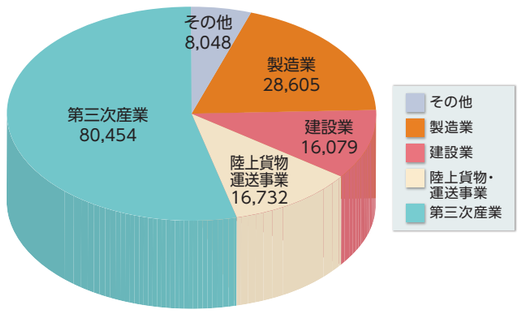

精神障害による労災請求、支給決定件数の推移

精神障害の労災請求、支給決定件数の推移

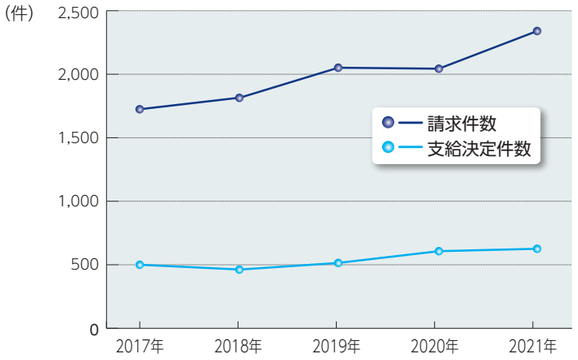

出典：厚生労働省　令和3年度「過労死等の労災補償状況」

2021年　精神障害の業種別労災支給決定件数（件）

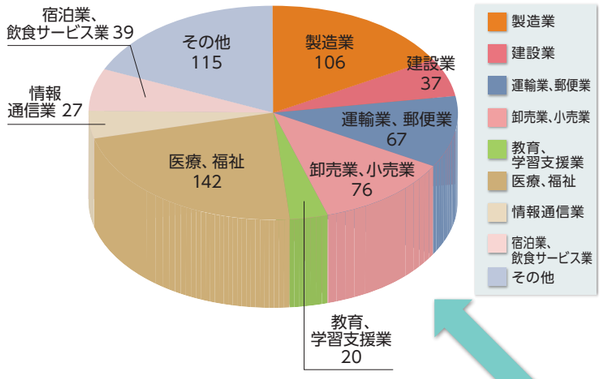

脳・心臓疾患の労災請求、支給決定件数の推移

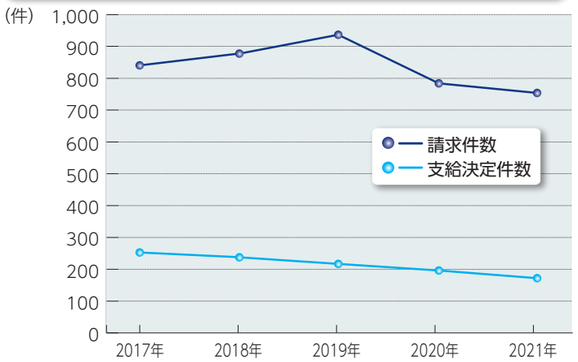

出典：厚生労働省　令和3年度「過労死等の労災補償状況」

2021年　脳・心臓疾患の業種別労災支給決定件数（件）

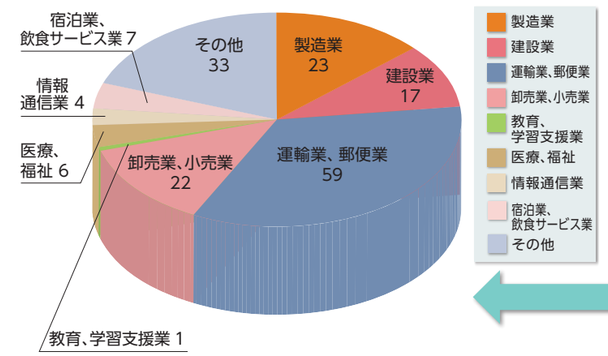

貴社の従業員に対する補償は十分ですか？

万一の労働災害に備えて　法定外補償保険

貴社の従業員等（被用者）が業務上の事由により身体の障害を被った場合に、貴社が政府労災保険の上乗せとして行う災害補償について、保険金をお支払いします。（保険金のお支払いにあたっては、政府労災保険による給付決定が必要です。）
貴社の従業員に対する「法定外補償規定」等に合わせて「オーダーメイド」で補償内容を設計することが可能です。

お支払いする保険金の種類

法定外補償保険では、次の保険金をお支払いします。

＊ご契約に際して、身体の障害区分（死亡・後遺障害1級～14級・休業）ごとに保険金額を設定し、設定した保険金額を限度に保険金をお支払いします。

死亡補償保険金

従業員等（被用者）が死亡した場合にお支払いする保険金です。

後遺障害補償保険金

従業員等（被用者）が後遺障害（１級～１４級）を被った場合にお支払いする保険金です。

休業補償保険金

従業員等（被用者）が負傷や疾病により休業した場合に、賃金の支払いを受けない期間の４日目以降の期間に対してお支払いする保険金です。（ただし、1,092日分を限度とします。）

保険金額の設定方法

「定額方式」「定率方式」を選択いただきます。

定額方式

「金額」で保険金額を定める方式です。

例）死亡補償保険金を「2,000万円」と定めた場合、死亡した従業員等（被用者）の遺族に対して「2,000万円」をお支払いします。被災従業員の年令・給与水準にかかわらず、一律定額をお支払いします。

定率方式

被用者の1日あたりの平均賃金に対する「日数」で保険金額を定める方式です。

例）死亡補償保険金を「2,000日分」と定めた場合、死亡した従業員等（被用者）の遺族に対して平均賃金の「2,000日分」をお支払いします。被災従業員の1日あたりの平均賃金に応じた金額をお支払いします。

心理的負荷による精神障害の認定基準について

次の3つの要件のいずれも満たす精神障害は、「業務上の疾病」として取り扱います。※

■対象疾病に該当する精神障害を発病していること。
■対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。
■業務以外の心理的負荷および個体側要因によりその精神障害を発病したとは認められないこと。

出典：厚生労働省労働基準局 基発1226第1号 2011年12月26日「心理的負荷による精神障害の認定基準について」
※ 2020年5月に「心理的負荷評価表」に「パワーハラスメント」の出来事が追加されました。

血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について

次の（1）、（2）又は（3）の業務による明らかな過重負荷を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は、業務に起因する疾病として取り扱います。

（1）発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと。
（2）発症に近接した時期において、特に過重な業務に就労したこと。
（3）発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと。

出典：厚生労働省労働基準局 基発0914第1号 2021年9月14日「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」

労働災害の高額化 ～使用者賠償責任保険のご提案～

労働災害による判決・和解の高額化

業種	内　容	賠　償　額
サービス業	過労死	2億4,000万円
製造業	過労死	1億8,785万円
サービス業	過労自殺	1億6,800万円
販売業	原木落下	1億6,524万円
医療	過労死	1億3,500万円
製造業	工場爆発	1億3,216万円
医療	過労死	1億2,700万円
製造業	過労死	1億2,000万円
製造業	工場爆発	1億2,000万円

◀1億円　◀2億円

労災問題研究所調べ 2013年3月･4月

過労死、過労自殺の原因として精神障害等が目立ちます。

精神障害等の年令別支給決定件数が最も多いのが働き盛りといわれる40～49歳です。

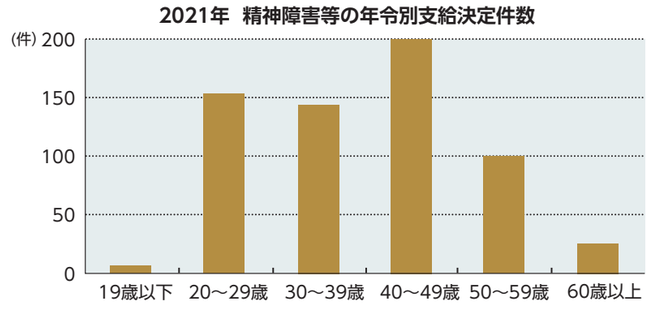

出典：厚生労働省 令和3年度「過労死等の労災補償状況」

35歳の男性（一家の支柱）が死亡したと仮定した場合の賠償額の一例です。

被災者 夫（35歳）　年収500万円　**被災者家族** 妻（35歳）、子供2人（8歳、6歳）

費目	金額	命の値段
逸失利益	年収500万円×（1－生活費控除30%）×20.389※1＝7,136万円	10,086万円※2
葬祭費用	130～170万円	
慰 謝 料	2,000～3,000万円	

※1　ライプニッツ係数により算出。逸失利益算定に使用する、中間利息控除のための係数。
※2　命の値段　7,136万円（逸失利益）+150万円（葬祭費用）+2,800万円（慰謝料）=10,086万円にて算出しています。

注意！
- 慰謝料は政府労災保険からは支払われません。
- 訴訟提起された場合、さらに弁護士費用等の負担も発生します。

企業存続の対策は十分ですか？

万一の高額事故に備えて　使用者賠償責任保険（役員等被保険者追加特約、訴訟対応費用担保特約が自動的にセットされています。）

貴社の従業員等（被用者）が、業務上の事由により身体の障害を被った場合に、貴社および役員等（以下、このページでは貴社等といいます。）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。（賠償保険金については、政府労災保険による給付決定が必要です。）

お支払いする保険金の種類

使用者賠償責任保険では、次の保険金をお支払いします。

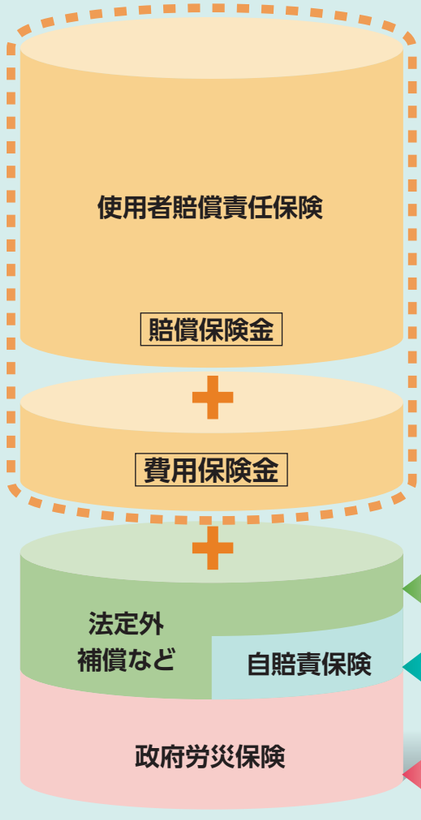

賠償保険金

従業員等（被用者）の業務上の身体の障害について、貴社等が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償責任額より、下記の❶❷❸（損害賠償金から控除される金額）を差し引いた金額（正味損害賠償金額）をお支払いします。

費用保険金

1.争訟費用
貴社等が訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用

2.示談交渉費用
貴社等が示談交渉に要した費用

3.協力費用
弊社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用

4.求償権保全費用
貴社等が他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合、その権利の保全・行使に必要な手続きを講じるために要した費用

5.訴訟対応費用
貴社等が支出した訴訟対応のための諸費用（意見書・鑑定書作成費用、事故再現実験費用、事故原因を調査するための費用、従業員の超過勤務手当等の費用）。1災害につき300万円を限度にお支払いします。

損害賠償金から控除される金額

❶**法定外補償など**：貴社が法定外補償規定に定めている金額、または法定外補償規定を定めていない場合、「法定外補償保険」により支払われる金額、そのほか被用者に対する災害補償を目的とする保険契約、労働協約、就業規則に基づき支払われる金額
❷**自賠責保険**：自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
❸**政府労災保険**：政府労災保険により給付される金額（特別支給金を含みません。）

法定外補償規定の有無により、使用者賠償責任保険の適用方法が異なります。

■法定外補償規定がある場合：「政府労災保険および法定外補償規定の上乗せ」となります。
■法定外補償規定がない場合：「政府労災保険の上乗せ」となります。ただし、別途法定外補償保険をご契約いただいている場合は、「政府労災保険および法定外補償保険の上乗せ」となります。

Point!　オプション特約のセットにより、さらに充実した補償をご提供します！

使用者賠償責任拡張担保特約

基本契約では対象とならない次の場合に、貴社等が法律上の損害賠償責任を負担するときの損害等に対して保険金をお支払いします。
・通勤中の災害
・地震、噴火、これらによる津波等による災害
・業務災害や通勤災害に該当しないことを理由に政府労災保険等が不支給になった場合

雇用形態・事業の多様化と労働災害 ～被用者の範囲拡張のご 提案～

雇用形態・事業の多様化がもたらす新たなリスク

正規、非正規の職員・従業員数の推移

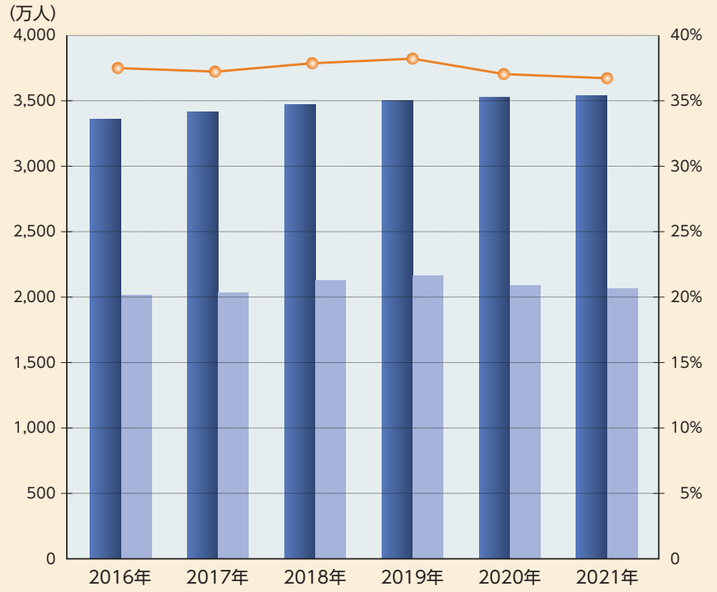

出典:総務庁統計局「労働力調査」2021年(令和3年)平均結果

雇用形態の多様化が、企業に新たなリスクをもたらします。
非正規雇用者は
全雇用者数の1/3を超えています。

貴社の非正規雇用者は？

業務のアウトソーシング化に伴う派遣労働者、構内下請負人等の増加

産学連携などに伴うインターンシップ制度の導入

インターンシップ、実習生の受入れ

大学でのインターンシップ、実習生の受け入れが増加しています。

事業活動のグローバル化に伴う海外駐在員の存在…

海外拠点の従業員駐在

年々増加する海外進出企業。貴社が海外に進出している場合、そこに駐在する従業員に対する補償は十分でしょうか？

多様化する被用者に対応して、保険を手当てされていますか？

労働災害総合保険の被用者の範囲

労働災害総合保険では、貴社の「直接雇用者」を対象としており、非直接雇用者である「派遣労働者」、「構内下請負人およびその従業員」、「インターン」、「実習生」は補償の対象となりません。

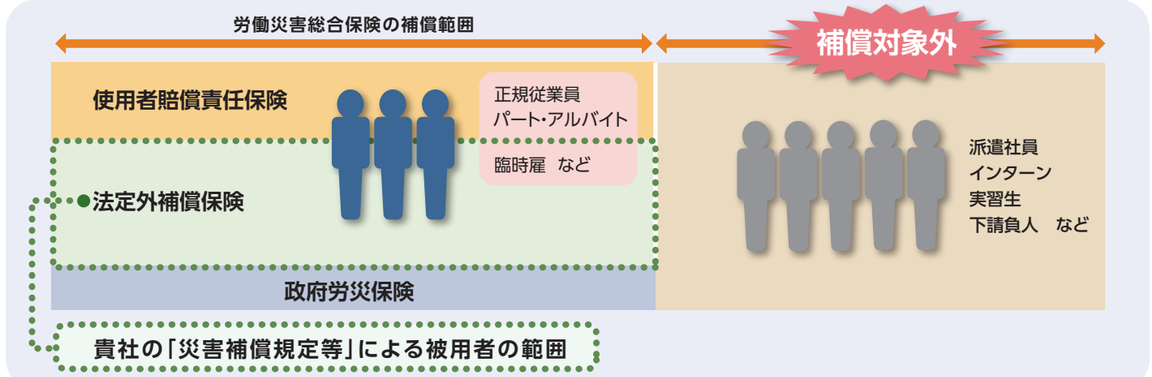

「被用者拡張担保特約」をセットすることにより、次の者の身体の障害に対する賠償責任を補償します！

Point!

被用者拡張担保特約（使用者賠償用）
被用者拡張担保特約（法定外補償用）

- 労働者派遣法に基づき、貴社に派遣された派遣労働者
- 建設業における下請負人(数次の請負の場合の請負人を含みます。)
- 貴社との契約に基づき、もっぱら施設内または現場内において、貴社業務に使用される者(構内下請負人、インターン、実習生等)

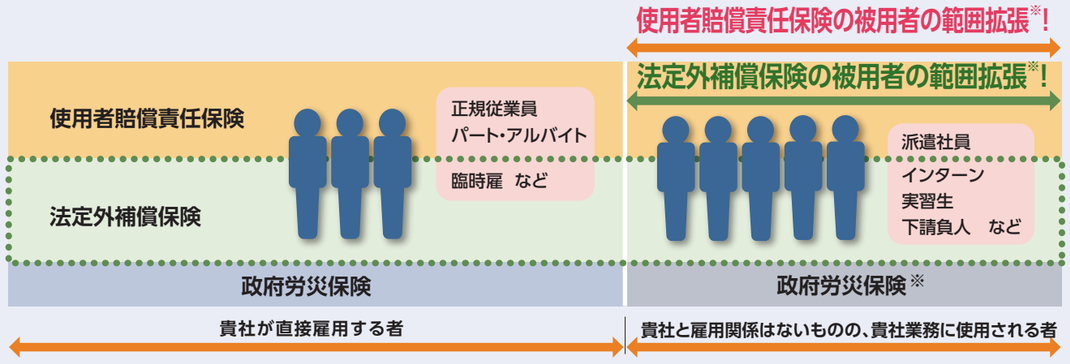

※ 保険金のお支払いにあたっては、政府労災保険による給付に必要な手続きを行う必要があります。
※ 業務上外の判定および身体の障害区分の判定にあたっては、政府労災保険における判定に準じて弊社が認定します。

Point!

海外駐在員に対する補償も可能！

海外危険担保特約

政府労災保険の上乗せ補償として、貴社が直接雇用する海外派遣社員に対する補償を拡大することができます。ただし、海外駐在員に対しては、政府労災保険の第3種特別加入が必要となります。

労働災害発生にかかる費用 ～費用保険金の拡張のご提案～

労働災害発生時には、さまざまな費用が発生します。

労災発生！

現場対応
- 作業・運転等の中止
- 被災者救助
- 責任者への報告・連絡
- 二次災害の防止

災害の関係者対応
- 目撃者、参考人の確保
- 現場保存
- 関係官庁への連絡
- 役員の派遣

再発防止
- 事故現場調査、対応
- 災害原因の分析
- 対策の検討、実施
- 関係官庁への報告

再開準備
- 再開許可取得
- 再開のための機械等の整備
- 業務手順の再確認
- 従業員の教育・訓練

再　開

人的被害（被災者本人）
- 医療費
- 傷病見舞金
- 移送料
- 入院中の雑費
- 休業補償費
- 障害手当金
- 弔慰金
- 葬祭料
- 遺族補償費
- 退職金割増額

人的被害（被災者以外の者）
- 救援・連絡・介添等の時間に対する賃金
- 調査・対策・記録等の時間に対する賃金
- 関係官庁との折衝等の時間に対する賃金
- 整理・復旧等の時間に対する賃金
- 見舞・付添等の時間に対する賃金
- 葬儀執行・会葬等の時間に対する賃金

物的損害および復旧費
- 建物・付属設備等
- 機械器具類・付属品
- 材料・仕掛品・製品等
- 保護具類
- 動力・燃料等
- 消耗品等

生産損失
- 災害による生産減少に伴う損失額
- 作業手待ちの時間に対する賃金
- 生産減を回復するために、余分に負担した経費

その他の費用
- 旅費通信費
- 官庁等関係費
- 訴訟関係費
- 第三者への損害賠償額

安全対策費
- 機械・設備の改善等の経費
- 安全確保の経費
- 保護具等の購入経費
- 安全教育・訓練等の時間に対する賃金
- 安全対策会議等の時間に対する賃金

など

万一労働災害が発生してしまった場合、事業再開までの間にさまざまな場面で、企業として従業員等（被用者）に対して支出する **目にみえる損害（直接損害）** や、災害の関係者対応などに必要な **意識されない損害（間接損害）** も発生します。

万一の労働災害発生時に貴社が負担するさまざまな費用を、保険金としてお支払いします！

Point!

初期対応費用担保特約
＊法定外補償保険、使用者賠償責任保険にセットできます。

貴社の従業員等（被用者）の身体の障害が発生した場合に、災害に対応するために貴社※1が臨時に支出した次の費用を、1災害につき300万円を限度にお支払いします。

※1 使用者賠償責任保険では役員等を含みます。

1. コンサルティング費用
専門家等※2から受けた指導、助言等のサービスの対価として貴社が臨時に要する費用※3に対して保険金をお支払いします。

- 弁護士、医師
- 労働安全コンサルタントまたは労働衛生コンサルタント
- 災害の事実等についての確認、調査を行うため、または原状回復、広報・広告活動等の方法を策定、実施するために起用するコンサルタント

など

※2 事前に弊社が承認した専門家等に限ります。

※3 災害発生時または災害が発生したことを貴社が最初に知り得た時のいずれか遅い時から30日間に提供されたサービスにより発生した費用に限ります。

2. 緊急対応費用
貴社が緊急対応を行うために要する次の費用に対して保険金をお支払いします。

- 従業員等（被用者）の法定相続人等が災害発生現場や連絡場所等に行くための、交通費、宿泊費、渡航手続費用
- 貴社の役員、被災従業員以外の従業員等を災害発生現場や従業員家族の自宅等に派遣するための、交通費、宿泊費、渡航手続費用
- 貴社が従業員等（被用者）やその法定相続人等との交渉等のために一時的に事務所等を賃借する費用

など

Point!

災害付帯費用担保特約（増額型）
＊法定外補償保険にセットできます。

死亡補償保険金、もしくは後遺障害補償保険金（1級～7級）の「法定外補償保険金」をお支払いする場合に、災害付帯費用保険金をお支払いします。

【増額型】 ＊「増額型」の補償内容以外に「基本型」のプランもあります。詳細についてはP18をご参照ください。

保険金の種類	定額方式の場合（1被用者あたり）	定率方式の場合（1被用者あたり）
死亡補償保険金	**120万円**	平均賃金の240日分相当額（120万円限度）
後遺障害補償保険金（1級～3級の場合）	**30万円**	平均賃金の60日分相当額（30万円限度）
後遺障害補償保険金（4級～7級の場合）	**15万円**	平均賃金の30日分相当額（15万円限度）

労働災害と心の病 ～メンタルケアカウンセリングサービスのご提案～

メンタルヘルス問題は他人事ではありません。

一人の従業員のメンタルヘルス問題により、一人分の生産性が低下するだけではなく、休業中の従業員の仕事を負担する周りの従業員の生産性も低下する可能性があります。また、周りの従業員に通常以上の負担がかかることにより、新たなメンタルヘルス問題を生み出す危険性が高まります。

事業所調査

過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者または退職した労働者がいた事業所割合

事業所規模別

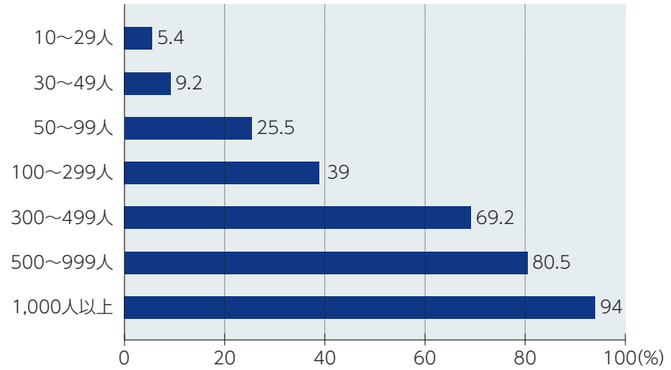

個人調査

仕事や職業生活に関する強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合

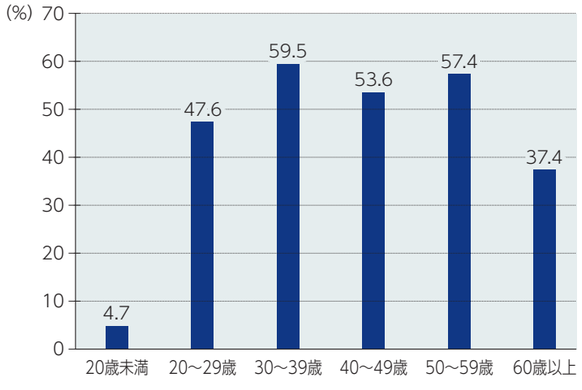

出典:令和3年「労働安全衛生調査(実態調査)」

貴社の従業員に対する、心のケアは行っていますか?

体の健康管理と同様、これからは企業にも「働く人の心のケア」が求められる時代です。
弊社では、労働災害総合保険をご契約※いただいた企業の従業員の皆様に心理カウンセラーによる面談カウンセリングを無料で受けることのできる「メンタルケアカウンセリングサービス」をご提供しています。心の問題を取り除くことで従業員の皆様の仕事への意欲が高まり、貴社の生産性向上にもお役立ていただけます。
(※サービスの適用については、弊社が指定する、一定の補償条件を満たしたご契約に限ります。)

メンタルケアカウンセリングサービスの特長

① 心理カウンセラーによる面談カウンセリングを日本各地のカウンセリングルームにて受けることができます。
※対面に限らずオンラインでもご利用いただくことが可能です。
② プライバシーや守秘性に配慮し、ご相談者が話しやすい環境を整えています。
③ 必要に応じて専門の医療機関をご案内します。
④ お一人様年間3回まで無料カウンセリングが受けられる支援体制を整えています。
＊前日および当日のキャンセルは1回利用とみなします。
⑤ ご契約の企業の役員および従業員の皆様にご利用いただけます。

メンタルケアカウンセリングサービスのご利用方法

専用ダイヤルのご案内
保険証券に同封されたメンタルケアカウンセリング専用ダイヤルを従業員の皆様にご案内ください。(通話料無料)

電 話 受 付
受付スタッフがカウンセリングの面談予約を受け付けます。

心理カウンセラーによる面談
心理カウンセラーによる面談カウンセリングを実施します。

医療機関のご紹介
カウンセリング後、カウンセラーの判断により専門の医療機関をご案内します。

■ ご予約の際に、会社名、氏名、住所、相談内容、連絡先の電話番号、面談カウンセリングのご希望日時をお伺いします。
※ご希望日時は、2週間後以降を目安に、第1～3希望をお伝えください。
■ ご予約日時確定後、利用者カードとカウンセリングルームの地図が郵送されます。
■ カウンセリングルームにお越しの際は、利用者カードをご持参ください。
■ 面談予約電話受付時間／平日9:00～17:00(土・日・祝日・12/31～1/3を除く)

ご相談者が気兼ねすることなく話ができるよう、専用のカウンセリングルームも設置しています。室内は防音対策が施されており、プライバシーにも配慮されています。
＊実際のカウンセリングルームは写真と異なる場合があります。

ティーペック直営カウンセリングルーム

カウンセリングの模様

心をなごませる色調で統一されたエントランス

[注1]このサービスは、弊社の委託先であるティーペック株式会社がご提供します。
ティーペック株式会社が本サービスのご提供にあたり取得した情報は、貴社に開示することができませんので、あらかじめご了承ください。
[注2]本サービスは、今後予告無く中止または変更することがあります。あらかじめご了承ください。

労働災害総合保険

～ご要望にあわせたオーダーメイド設計!～

法 法定外補償保険にセットできます。
使 使用者賠償責任保険にセットできます。

ご契約パターンは ① 法定外補償保険 ＋ 使用者賠償責任保険 ② 法定外補償保険 のみ ③ 使用者賠償責任保険 のみ
④ 法定外補償保険 (死亡・後遺障害1級 ～7級) 等 個別にご相談ください。

補償拡大のためのオプション特約

使用者賠償責任拡張担保特約 使

貴社および役員等(以下、本特約では貴社等といいます。)が被る次に掲げる損害または金額に対して、保険金をお支払いします。

■通勤災害や地震、噴火もしくはこれらによる津波等による被用者の身体の障害について、貴社等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
■貴社等の重過失により生じた被用者の身体の障害について、貴社が労働者災害補償保険法の保険者(国)から保険給付に要した費用を徴収されることにより負担する損害
■業務災害または通勤災害に該当しないことを理由に政府労災保険の不支給が決定されてもなお、貴社等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

役員等被保険者追加特約 使

使用者賠償責任保険の被保険者に役員等を追加します。

＊本特約は、使用者賠償責任保険に自動的にセットされます。

被用者拡張担保特約 法 使

貴社の業務に従事する直接雇用関係のない者の身体の障害について、保険金をお支払いします。

■派遣スタッフ
■構内下請負人、建設下請負人およびその従業員
■インターン、実習生等

海外危険担保特約 法 使

海外駐在員など貴社の海外派遣者が被った業務上の身体の障害について、保険金をお支払いします。

＊政府労災保険の第3種特別加入制度等へ加入していることが前提となります。

通勤災害担保特約 法

通勤(出退勤)による被用者の身体の障害について法定外補償保険金をお支払いします。

＊「退勤災害不担保特約」のセットにより、出勤途上のみを対象とすることができます。

退職者加算特約 法

被用者が、法定外補償保険の後遺障害補償保険金の支払対象となる身体の障害を被り、その直接の結果として3年以内に退職した場合に、退職者加算保険金をお支払いします。

貴社の「法定外補償規定」にあわせ、オーダーメイドで保険金額等の設定を行いますので、無駄がありません!

＊この表は保険の概要を示しているものです。詳細につきましては、P.17～18をご確認ください。

使用者賠償責任保険

被用者が業務上の事由により身体の障害を被った場合に、貴社および役員等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の種類

1. 賠償保険金
貴社および役員等が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償責任額より、政府労災保険、自賠責保険契約等、法定外補償規定・法定外補償保険およびその他災害補償を目的とする労働協約等からの補償額を差し引いた金額(正味損害賠償金額)をお支払いします。

2. 費用保険金
争訟費用(弁護士費用)、協力費用、求償権保全費用等をお支払いします。

法定外補償保険

被用者が業務上の事由により身体の障害を被った場合に、貴社が政府労災保険の上乗せとして行う災害補償について、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の種類

1. 死亡補償保険金
2. 後遺障害補償保険金
3. 休業補償保険金

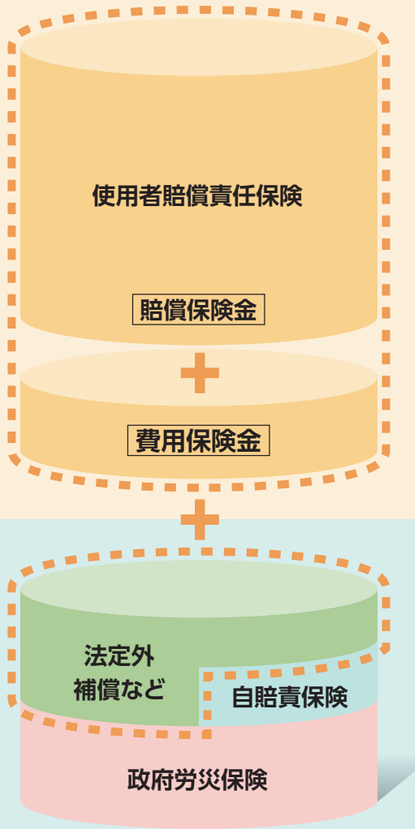

法定外補償保険、使用者賠償責任保険はそれぞれ政府労災保険の上乗せ補償になります。
詳細は、P.6をご覧ください。

費用保険金に関するオプション特約

訴訟対応費用担保特約 使

損害賠償請求訴訟を提起された場合の裁判所に提出する文書作成費用、事故の再現実験費用、増設コピー機のリース費用、従業員の超過勤務手当・宿泊・交通費等を、1災害につき300万円を限度にお支払いします。

＊本特約は、使用者賠償責任保険に自動的にセットされます。

初期対応費用担保特約 法 使

被用者の身体の障害が発生した場合における、コンサルティング費用および緊急対応費用について、1災害につき300万円を限度にお支払いします。

災害付帯費用担保特約(基本型/増額型) 法

被用者の身体の障害につき死亡補償保険金または後遺障害補償保険金(1級～7級)をお支払いする場合に、所定の災害付帯費用保険金をお支払いします。

＊「基本型」と「増額型」と同時にセットすることはできません。

ご契約条件に応じてセットされるサービス

メンタルケアカウンセリングサービス

心理カウンセラーによる面談カウンセリングを無料で受けることができるサービスです。従業員の心のケアにご活用ください。

※サービスの適用については、一定の補償条件を満たしたご契約に限ります。

契約手続きの簡素化に関する特約

包括契約特約

保険契約の対象事業が行われるすべての事業場を包括的に対象とします。個別に事業場の明細を提出する必要はありません。

保険料確定特約(継続事業・一括有期事業用)

直近年度(1年間)における平均被用者数・賃金総額に基づいて算出した保険料を確定保険料として取り扱い、保険期間終了後の保険料の精算は行わないこととします。

ご注意事項

ご契約時にご注意いただくこと

ご契約にあたっては

この保険は、保険期間中の平均被用者数・賃金総額等の予想数字に基づいて、暫定保険料を領収します。保険料の算出にあたっては、下記のいずれかの書類の写しが必要となります。

＊ ご契約の内容によっては、事業場の規模による割引、事業場の数による割引、過去の損害率による割増引などが適用される場合があります。詳細については、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

［すべての業種で使用可能な書類］
- ■労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書
- ■労働保険料算定基礎賃金等の報告書
- ■法人事業概況説明書（貴社が法人の場合）　など

［建設業で使用可能な書類］
- ■労働保険一括有期事業総括表（建設の事業）　など

また、次の条件を満たす場合は「保険料確定特約」をセットすることにより、保険契約締結時に算出した保険料を確定保険料として取り扱い、保険期間終了後に保険料の精算（確定精算）が不要となります。

①ご契約の対象となる事業の種類に応じた平均被用者数・賃金総額等（保険料の算出基礎数字）を客観的に確認できる上記の書類をご提出いただけること。
　継続事業・一括有期事業の場合　：直近１年間の平均被用者数・賃金総額
　有期事業の場合　：保険期間中の平均被用者数・賃金総額
②ご申告いただく平均被用者数・賃金総額等（保険料の算出基礎数字）について、保険期間中に著しい変動を予定していないこと。
③次の点について、ご了解いただけること。
■ご申告いただく平均被用者数・賃金総額等（保険料の算出基礎数字）は、告知義務および通知義務の対象となること。
■平均被用者数・賃金総額等（保険料の算出基礎数字）の増減による保険期間終了後の確定精算は行わないこと。
■保険期間の中途で「保険料確定特約」の削除はできないこと。

ご契約終了後にご注意いただくこと

保険料の精算について（確定精算）

保険契約締結時に保険期間中の平均被用者数・賃金総額等の予想数字に基づき暫定保険料扱いとして契約した場合には、保険期間終了後、保険期間中の被用者数・賃金総額等の確定数字に基づく確定保険料(確定保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は最低保険料)と既に領収している暫定保険料との差額を精算（確定精算）します。

労働災害が発生した場合にご注意いただくこと

万一、災害が発生した場合には災害の状況（日時、場所、身体の障害を被った被用者の住所・氏名、身体の障害の程度など）を、損害賠償の請求を受けた場合はその内容を、遅滞なく、取扱代理店・扱者または弊社にご連絡の上、その後の処理についてご相談ください。また、災害の拡大防止に必要な手段を自己の費用で講じるとともに、他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合にはその権利の保全・行使に必要な手続きを行ってください。

なお、使用者賠償責任保険をご契約いただいた場合、被用者・遺族との間で損害賠償額等を決定（示談）する際は、必ず事前にご連絡ください。（弊社とご相談いただきながら、お客さまご自身で相手方と示談交渉を進めていただくことになります。）

用語のご説明

このパンフレットで使用される用語のご説明は、以下のとおりとなります。

い	一災害	発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。
さ	災害	被用者が、業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。
し	身体の障害	負傷または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（身体の一部を失い、またはその機能に重大な影響を永久に残した状態をいいます。）または死亡を含みます。
ち	賃金	賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として被用者が受けるものをいいます。
ひ	被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された補償を受けられる者をいいます。使用者賠償責任保険では役員等を含みます。
	被用者	事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者のうち、保険証券の被用者欄に記載された者をいいます。
ほ	法定外補償規定	被保険者が被用者に対し、労災保険法等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
	保険期間	保険のご契約期間をいいます。
	保険金額	弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。

補償内容の詳細

労働災害総合保険の内容（基本契約）

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
法定外補償保険	被保険者の被用者が業務上の事由により、保険期間中に被った身体の障害について、次のいずれかの金額を、保険金としてお支払いします。 ①**法定外補償規定を定めている場合:**その規定に基づき被用者またはその遺族に支払う金額のうち、保険証券に記載された金額 ②**法定外補償規定を定めていない場合:**被用者またはその遺族に支払うものとして、保険証券に記載された金額 **お支払いする保険金の種類** 死亡補償保険金：被用者が死亡した場合にお支払いする保険金をいいます。 後遺障害補償保険金：被用者が後遺障害（1～14級）を被った場合にお支払いする保険金をいいます。 休業補償保険金：被用者が負傷や疾病により休業した場合に、賃金を受けない日の4日目以降の期間に対してお支払いする保険金をいいます。（1,092日分を限度とします。） ＊保険金のお支払いにあたっては、政府労災保険による給付決定が必要です。 ＊身体の障害区分は、政府労災保険における認定区分に従います。 ＊死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払は行わず、いずれか高い金額を限度にお支払いします。 ＊弊社が被保険者にお支払いした保険金は、被用者またはその遺族に全額お支払いいただきます。 **保険金の給付方式** 定額方式：「金額」で保険金額を定める方式をいいます。 定率方式：被用者の1日あたりの平均賃金に対する「日数」で保険金額を定める方式をいいます。	[共通] ●**次の事由によって被用者が被った身体の障害** ■保険契約者、被保険者またはこれらの事業場責任者の故意 ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動など ■使用済燃料を含む核燃料物質またはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性 ●**次の身体の障害** ■被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害 ■風土病による身体の障害 ■職業性疾病による身体の障害 など [法定外補償保険] ●**次の身体の障害** ■被用者の故意または重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害 ■被用者が、法令に定められた運転資格を持たないで、または酒気を帯びた状態でもしくは麻薬、覚醒剤等の影響によって正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間にその被用者本人が被った身体の障害 ■被用者の故意の犯罪行為によりその被用者本人が被った身体の障害 ●**次の補償金** ■賃金の支払を受けない休業期間の最初の3日までの休業に対する補償金 など [使用者賠償責任保険] ●**次の損害賠償金または費用** ■被保険者と被用者または第三者との間に損害賠償に関する契約または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ負担しない損害賠償金または費用 ■被保険者が個人の場合、住居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対する損害賠償金または費用 ■賃金の支払を受けない休業期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金 ●**次の金額** ■政府労災保険に基づき給付を行った保険者（国）が、費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額 など
使用者賠償責任保険	被保険者の被用者が業務上の事由により、保険期間中に被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。なお、被保険者には役員等を含みます。（使用者賠償責任保険にセットされるオプション特約においても、役員等を含みます。） ＊役員等被保険者追加特約が使用者賠償責任保険に自動的にセットされます。 **お支払いする保険金の種類** 賠償保険金：被用者の業務上の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償責任額から、次に掲げる金額の合算額を控除した金額（正味損害賠償金額）をいいます。 A.政府労災保険により給付されるべき金額（控除の対象には特別支給金を含みません。） B.自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 C.次の金額の合計額 (a)被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額 (b)被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、法定外補償保険により支払われる金額 (c)被用者に対する災害補償を目的とする保険契約、労働協約、就業規則に基づき支払われることにより被保険者が法律上の損害賠償責任を免れる金額 争訟費用：被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）をいいます。 示談交渉費用：被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用をいいます。 協力費用：被保険者が弊社の求めに従い、損害賠償請求の解決に協力するために要した費用をいいます。 求償権保全費用：他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、被保険者がその権利の保全または行使に必要な手続きを講じるために要した必要または有益な費用をいいます。 訴訟対応費用＊訴訟対応費用担保特約が使用者賠償責任保険に自動的にセットされます。：損害賠償請求訴訟に対応するために、被保険者が弊社の同意を得て支出した次の費用をいいます。（1災害につき300万円を限度とします。） (a)訴訟のために提供する文書作成費用 (b)意見書・鑑定書の作成費用 (c)外部機関による事故再現実験費用、事故原因を調査するための費用 (d)増設コピー機のリース費用 (e)被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用 ＊賠償保険金のお支払いにあたっては、政府労災保険による給付決定が必要です。 ＊賠償保険金は、保険証券に記載された自己負担額（免責金額）を超える部分について、1災害につき保険証券に記載された保険金額を限度としてお支払いします。 ＊正味損害賠償金額が保険証券に記載された保険金額を超える場合は、保険金額の正味損害賠償金額に対する割合によって、争訟費用および示談交渉費用をお支払いします。	

オプション特約

法 法定外補償保険にセットできます。　使 使用者賠償責任保険にセットできます。

特約名称		保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
海外危険担保特約	法 使	日本国外で行われる事業に派遣された被用者の身体の障害に対して、保険金をお支払いします。 ＊この特約をセットする場合は、対象被用者について、政府労災保険第3種特別加入制度等へ加入していることが必要となります。	基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」を適用します。
被用者拡張担保特約	法 使	被保険者の被用者のほか、次に掲げる者を被用者とみなして、その者が被った身体の障害に対して、保険金をお支払いします。 ①労働者派遣法に基づき、被保険者に派遣され、業務に従事する者 ②建設業において、被保険者と締結された建設業の下請契約に基づき、業務を遂行する請負人（数次の請負の場合における請負人を含みます。） ③被保険者と締結された契約に基づき、もっぱら、次に掲げる場所内において、被保険者が行う業務に使用される者（これらの者の従業員、および労働者派遣法に基づきこれらの者に派遣された者を含みます。） ■被保険者が業務のために所有、使用または管理する施設 ■被保険者が直接業務を行う現場（被保険者が主たる業務を行っている場所で不特定多数の人が出入りすることを禁止されている場所をいいます。） ＊この特約をセットする場合は、被保険者が対象事業場において直接雇用するすべての者を被用者としていることが必要となります。 ＊契約形態により、被用者拡張担保特約（A～C）をセットできます。 特約名：被用者拡張担保特約（A）／対象範囲：法定外補償保険、使用者賠償責任保険の両方を拡張します。 被用者拡張担保特約（B）：法定外補償保険のみを拡張します。 被用者拡張担保特約（C）：使用者賠償責任保険のみを拡張します。	基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、次の身体の障害についてはお支払いできません。 ■政府労災保険における暫定任意適用事業に該当する事業で、政府労災保険への加入手続きを行っていない事業で発生した被用者の身体の障害 ■労働者災害補償保険法第33条第6号・第7号（海外派遣者等）に該当する者のうち、特別加入を行っていない被用者が被った身体の障害 ＊基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」の内容とこの特約の内容が相反する場合は、この特約の内容を優先して適用します。
初期対応費用担保特約	法 使	被用者の身体の障害が発生した場合において、その災害に対応するために、被保険者が弊社の同意を得て臨時に支出した次の費用に対して、保険金をお支払いします。（1災害につき300万円を限度とします。） ①弁護士、労働安全・労働衛生コンサルタント等より提供を受けた指導、助言等のサービスの対価として臨時に要する費用（災害発生時または保険契約者もしくは被保険者が災害発生を最初に知り得た時のいずれか遅い時から30日間に提供されたサービスにより発生した費用に限ります。） ②緊急対応を行うために要する次の費用 ■被用者の法定相続人等が現地または連絡場所に行くために必要な交通費、宿泊費、渡航手続費用 ■被保険者の役員、従業員等を現地、連絡場所または被用者等の居住地に派遣するために必要な交通費、宿泊費、渡航手続費用 ■通信に要した費用 ■被保険者が被用者またはその法定相続人等との交渉等のために一時的に事務所等を賃借する費用 ■被用者の捜索または捜索に伴う救助もしくは移送に要した費用	基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」を適用します。
通勤災害担保特約	法	被保険者の被用者が通勤（出退勤）により身体の障害を被った場合に、保険金をお支払いします。	
退勤災害不担保特約＊	法	通勤災害担保特約で対象となる通勤災害のうち、退勤時に被用者が被った身体の障害に対しては保険金をお支払いしません。 ＊通勤災害担保特約をセットした場合、セットすることができます。	
退職者加算特約	法	被用者が法定外補償保険の後遺障害補償保険金の支払対象となる身体の障害を被り、その直接の結果として退職した場合に、次のいずれかの金額を、退職者加算保険金としてお支払いします。 ①**法定外補償規定を定めている場合** その規定に基づき被用者に支払う金額のうち、保険証券に記載された金額 ②**法定外補償規定を定めていない場合** 被用者に支払うものとして、保険証券に記載された金額	基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、次の場合にお支払いできません。 ■被用者が身体の障害を被った時から退職までの期間が3年を超える場合
災害付帯費用担保特約（基本型）	法	法定外補償保険の死亡補償保険金または後遺障害補償保険金（1～7級に該当するものに限ります。）をお支払いする場合に、被用者1名につき、次の金額をお支払いします。 保険金の種類／定額方式の場合／定率方式の場合 死亡補償保険金／40万円／平均賃金の80日分相当額（40万円限度） 後遺障害補償保険金（1～3級の場合）／10万円／平均賃金の20日分相当額（10万円限度） 後遺障害補償保険金（4～7級の場合）／5万円／平均賃金の10日分相当額（5万円限度）	基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」を適用します。
災害付帯費用担保特約（増額型）	法	法定外補償保険の死亡補償保険金または後遺障害補償保険金（1～7級に該当するものに限ります。）をお支払いする場合に、被用者1名につき、次の金額をお支払いします。 保険金の種類／定額方式の場合／定率方式の場合 死亡補償保険金／120万円／平均賃金の240日分相当額（120万円限度） 後遺障害補償保険金（1～3級の場合）／30万円／平均賃金の60日分相当額（30万円限度） 後遺障害補償保険金（4～7級の場合）／15万円／平均賃金の30日分相当額（15万円限度）	
使用者賠償責任拡張担保特約	使	被保険者が被る次に掲げる損害または金額に対して、保険金をお支払いします。 ①被用者が通勤により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害 ②地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに随伴して生じた事故もしくは秩序の混乱に基づいて生じた事故による被用者の身体の障害※1について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害 ③被保険者の重大な過失により生じた被用者の身体の障害※2について、被保険者が労働者災害補償保険法の保険者（国）から保険給付に要した費用を徴収されることにより負担する金額。ただし、被用者が療養を開始した日または死亡した日のいずれか早い日の翌日から起算して3年以内に生じた費用に限ります。 ④業務災害または通勤災害に該当しないことを理由として、政府労災保険に基づく給付請求の不支給が決定されてもなお、被用者の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ※1　②の損害については、使用者賠償責任保険の1災害あたりの保険金額と同額で設定される保険期間中の総保険金額を限度にお支払いします。 ※2　労働者災害補償保険法第31条第1項第3号に規定する事故のうち、事業主が重大な過失により生じさせた事故による被用者の身体の障害を対象とします。いかなる場合も、事業主が故意により生じさせた被用者の身体の障害を除きます。	基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」を適用します。 ＊基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」の内容とこの特約の内容が相反する場合は、この特約の内容を優先して適用します。

●このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

https://www.aig.co.jp/sonpo

お問い合わせ・お申し込みは

3A1-532(B-220647)22-11 30K(TF)